

復命年月日	令和6年9月2日(月)
出張年月日	自 令和6年7月23日(火) 至 令和6年7月25日(木) 3日間 宿泊 有
用務地	①広島県東広島市、②大阪府寝屋川市、③大阪府豊中市
用務	文教厚生委員会行政視察
てん末 (資料添付)	<p>①広島県東広島市役所(7/23(火)13時15分～15時15分) 【視察先】 東広島市役所(東広島市西条栄町8番29号 本館9階) 【視察内容】 ・ヤングケアラーの支援について</p> <p>②大阪府寝屋川市(7/24(水)9時30分～11時00分) 【視察先】 寝屋川市役所(大阪府寝屋川市本町1番1号 議会棟2階) 【視察内容】 ・監察課のいじめゼロに向けた取組について</p> <p>③大阪府豊中市(7/25(木)9時30分～11時30分) 【視察先】 豊中市役所(大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号) 【視察内容】 ・医療的ケア児の支援について</p> <p>※詳しい視察内容及び所感については別紙のとおり</p>

★ヤングケアラーの支援について

①ヤングケアラーとは

- 家庭のお手伝いや、大事な人のお世話は子どもにとって大事な経験
⇨それが過剰となり、本来子どもの時期に経験すべきことが奪われるなどが問題。子どもの権利を守るという視点
- 家の手伝いとの違い
親の監督下で行うことが多い
勉強やクラブと両立可能
やりたくない時にはやらなくてよい
このラインを超えると可能性が高くなる
- 本人の心の問題と言う点が、実態をより見えづらくしている

②これまでの取組み

- R2年度 総合相談窓口「HOT けんステーション」を設置：複合的なものが殆どなので、交通整理的なイメージ
- R3年度 学校（公立47小中学校）調査の実施、教職員と福祉職員による合同研修会、当事者との意見交換、講演会
- R4年度 広島大学との共同研究事業開始、当事者との意見交換会
- R5年度 ヘルパーを入れる「ヤングケアラー等サポート事業」を実施したが、利用者なし、広島大学との共同研究事業（ヤングケアラー支援、引きこもり・不登校支援）、ヤングケアラーサポート事業実施自治体へのアンケート調査

（ここまでは健康福祉部地域共生課に所属：「制度のはざま」を支援）

- R6年度 子育て世代の状況に近づくため、子ども未来部へ移管
- ③広島大学との共同研究：大学生への調査と、福祉専門職等への調査の結果
- 早期から当事者に対する支援機関とのかかわりを構築することが心身の健全なくせいになるのではないか
 - 兄弟の送迎や家事援助には、一定のニーズがあるのではないか

※調査の難しさ

- 広島市の調査 58,285人対象、「一日7時間以上手伝いをしている」、「手伝いで友達と遊べない」との回答のあった8,072人に個別面談→ヤングケアラーは23人：そんな数ではないのではないか！！
- 国の調査 4～6%の児童生徒が可能性あり ⇨ 当事者の認知度は低い
- 「いましてほしいこと」：自由に使える時間が欲しい等のほか、「話を聞いてほしい」もある。一方「分からない、特にない」も
⇒自分の立場の客観視や助けてほしいことの言語化が困難
課題がないことはイコールではない

※当事者へのヒアリングから見えてきた傾向

- ・ 進路選択の不自由、余暇経験や体験の不足、親的存在の不在

④ヤングケアラー等サポート事業 (R5. 7～)

- ・ 負担軽減のための環境整備
無料、1回の申請につき6か月以内、週2回以内、1回あたり最大2人のサポーター派遣、月～金の8:30～18:00、1回90分以内
- ・ 利用者からHOTけんステーションへの相談→支援プランの作成、マッチング、心身のフォロー
- ・ 市と事業者との業務委託契約：食事の準備・後片付け、衣類の洗濯・補修の援助、居室内の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、兄弟時の世話や遊び相手、保育園・児童クラブ等への送迎（徒歩に限る）、被介護者の話し相手など（産前産後ヘルパー派遣事業を参考に制度設計）
- ・ 当面、試験的な運用。既存の支援機関でヤングケアラーであると考えられている世帯を対象。
- ・ 既に他の支援機関でかかわりのあるケースの場合は、これまでの関係性を丁寧に把握する必要がある、事前のアセスメントが重要。
- ・ 進め方：利用開始前の面談の重要性（ミスマッチ防止）、支援の方向性を明確化する支援プランの作成、地域担当保健師等による伴走とアウトリーチによる心身のサポート（子どもの意思や本来持つ強さを引き出すエンパワーメントアプローチ）、生活環境の改善状況や心身の変化を測定（定量評価）・・・広島大学の協力によりヒアリングシートを作成

◎家事援助は世帯支援の一部に過ぎない。あらゆる支援や資源を統合するソーシャルワーク機能が求められる

◎留意点

- ・ サービス終結の判断基準：本人の能力向上や他の制度利用によりケア負担度が軽減されたと判断できる場合
- ・ 事業終了後の支援：世帯との関係性の維持（保健師による定期的な訪問）、地域生活支援（地域の見守り、居場所との連携）
- ・ つながり続けることを目指す

◎今後の課題

- ・ 生活困窮、ネグレクト世帯、不登校などなど、社会には様々な課題があり、ヤングケアラーはその一側面。「自分のことを考えてくれる大人がいること」「一人ではないこと」に気づいてほしい。見守って、気にかけていくことが重要

【所感】

- ・ まずは大学との連携が素晴らしいと感じた。地理的な近さもあると思うが、特にこの案件では、大学生自体に当事者がいたことで、具体的なニーズ把握や分析に役立っていると思う。
- ・ 多様な世帯全体への支援という点に留意して、伊万里市での取組みを応援していきたい

<梶山太>

東広島市は、令和2年4月に「第5次東広島市総合計画」を策定。その中で市の目指す姿として「地域共生社会の実現」を盛り込んでいる。地域共生社会の実現に向けては、市民や各種団体の取組が欠かせないので、理念普及のために地域共生社会推進条例を制定している。

令和2年4月に「地域共生社会推進本部」を設置し、市内の地域福祉に関する取組の共有と制度の間にある方や、複合かつ複雑化した生活課題を持った人たちの施策形成を推進している。その中で、ヤングケアラーやゴミ屋敷、ひきこもりの人たちに支援を送っている。

ヤングケアラー支援において最も重きをなしている点は、ヤングケアラーが存在する家庭は、単にケアだけが課題ではなく、他のさまざまな課題を抱えていることにある。これはケア対象世帯が抱える課題が、複雑化と複合化している点にある。特定の制度や事業での支援はもちろんであるが、世帯に対する早期かつ、息の長い「伴走型支援」が重要である。

ケアに関しては、ヤングケアラーだけではなく、ビジネスケアラー等も社会問題となっている。背景として、国が抱える超高齢化社会と労働人口の減少、社会保障費の増大等がある。市では、すべての人が「支え手」「受け手」の関係を超えて支えあえるような地域社会を推進していくことを目標としている。

東広島市は、独自のアンケート調査を行い、小学生10人、中学生8人、高校生5人に支援が必要と判断している。支援については、支援が行き届かない、いわゆる制度の間にいる人たちにも「重層的」「複合的」支援を考慮し、取組むことが肝要であると感じた。

このヤングケアラー条例については、埼玉県議会を筆頭に、徐々にではあるが策定されてきている。伊万里市も早期に策定すべきと感じている。

<木寺智子>

●ヤングケアラーとは

「本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと」

インターネットで「ヤングケアラーとは」と調べると、凡そこのような内容のことが書いてあります。

「日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている」

というケースもケアラーに該当するというのは、今回の視察の説明の中ではじめて知りました。

・なぜ彼らに支援が必要なのか

家庭のお手伝いや、大事な人のお世話をすることは、子どもにとって大事な経験です。《子どもの権利を守る》という視点から考えると、お世話やお手伝いが過剰となり、本来子どもの時期に経験すべきことが奪われたり、睡眠時間を削らなければならないくらい体力的に厳しい状況になることが問題となります。

家のお手伝いや家族のお世話を

- ・親の監督下で行うことが多い
- ・勉強やクラブ活動と両立できる
- ・やりたくない時はやらなくてよい(それでも家庭生活が十分に成立する)

この3つのラインを越えた時に、ヤングケアラーになる可能性が高くなります。

ケアの内容がその子にとって「おてつだい」なのか「重い負担」なのかどうかについては、その子の捉え方や置かれている家庭環境によってさまざまであるため、一律に線引きはできません。そのため「ヤングケアラー＝支援が必要な子ども」と捉えるのではなく、「家族のケアで悩みを抱えている子ども＝支援が必要な子ども」と捉える必要があります。全てが《本人の心(気持ちや捉え方)の問題》ということが、ケアラーの実態をより見えづらくしていると考えられます。

●ヤングケアラー事業について

令和3～5年度までは地域共生推進課の管轄で、令和6年度からはこども家庭センターの管轄に。虐待ケースなど、社会的支援が必要な家庭を支援しています。令和6年度の主な事業は以下の通り。

- ・普及啓発(ホームページ、民生委員等)
- ・福祉専門職等を対象とした勉強会の実施
- ・学校職員を対象とした勉強会の実施
- ・リーフレット作成

●実態調査

東広島市では、大学連携政策課題共同研究事業を活用し、「ヤングケアラーへの包括的支援体制整備(教育と福祉の連携を通じた効果的なヤングケアラー・若者ケアラー支援の検討)」として、令和4年度に共同研究事業を開始しました。ここでとても参考になったのが、東広島市の実態調査では児童・生徒だけではなく、大学生や福祉専門職に従事する方々に対してもアンケートを実施しているということです。

[調査結果(特徴)]

大学生調査(回答人数:85人)

回答者の内訳:2年生44人・3年生41人

- ・85人のうち、3人が現在もヤングケアラー状態、5人が過去にケアラー経験

があると回答

- ・過去にケアラー経験がある学生は、そうでない学生と比較し、自分のこれまでの人生や将来に対して否定的な意識を持つ傾向があることが判明
- ・「自分のやりたいことができているか」、「ありのままの自分を出せているか」といった本来感(自分自身に感じる自分の中核的な本当らしさの感覚の程度)についても、過去にケアラー経験のある学生は、そうでない学生と比較し低い傾向にあった。

福祉専門職等調査(回答：211人)

回答者の内訳…主任児童委員 20人・保育士 122人・幼稚園教諭 4人・介護支援専門員 10人・その他職種 24人

- ・回答者 221人のうち 16人(8%)は、関わっている世帯にヤングケアラーが「いる」と回答
- ・実際に提供された事例は 42人(小学生 13人、中学生 10人、高校生 3人、不明 16人)
- ・気づききっかけ(上位3つ)…①きょうだいの送迎をしていた ②家族の見守りをしていて ③家族の世話をしていた
- ・担っているケア(上位3つ)…①きょうだいの世話や保育所等への送迎 ②家事 ③外出の付き添い

この調査から、

- ・早期から当事者に対する支援機関等との関わりを構築することが心身の健全な育成に繋がるのではないか
 - ・きょうだいの送迎や家事援助には一定のニーズがあるのではないか
- ということが見えてきたそうです。やはり私も、さまざまな角度からケアラーを把握して見つけ出すことが適切な支援に繋がると考えます。

●HOT けんステーション

東広島市には、ヤングケアラー支援のための窓口「HOT けんステーション」があります。福祉の総合相談窓口として機能し、「ひきこもり」や「ヤングケアラー」などの複雑な生活課題を抱える世帯への支援を提供しています。平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで専門スタッフが相談を受け付けており、メールでも相談可能です。相談は無料で行われます。

HOT けんステーションでできることとして

- ・悩みが色々あり、相談窓口が分からない場合の相談の対応
- ・さまざまな支援機関(介護や障害福祉、子育て、生活支援などの分野)と連携するための調整
- ・身近な支援場所等の紹介(こども食堂、居場所、民生委員など)
- ・既存の制度では対応できない課題について一緒に考える

などが挙げられています。HOT けんステーションは令和2年に設置。健康福祉部地域共生推進課の担当で、多機関共同事業の中核を担い、「HOT けん会議」の主管や参加支援等のプラン作成も行っています。

●ヤングケアラー等サポート事業(R5.7～)

～事業の目的～

市内に居住するヤングケアラー・若者ケアラー（以下「ヤングケアラー等」という。）が日常的に行っている家族の介護や家族の世話等の負担を軽減するために必要な支援を提供することにより、孤立感の解消を図り、もって子ども・若者の権利を守る環境を整えること。

～利用期間、利用回数等～

- ・料金無料(子ども子育て交付金を利用)
- ・1回の申請につき6か月以内
- ・1週間に2回以内で、サポーターの派遣は1回あたり最大2名
- ・月～金曜日までの8時30分から18時まで
- ・1回90分以内

昨年度7月よりはじまった事業で、昨年度は申し込み無し、今年度は1件の申し込みがあっているそうです。

～家事援助等の内容～

- ・食事の準備及び後片付け
- ・衣類の洗濯、補修の援助
- ・居室等室内の清掃、整理整頓(窓ふき等の大掃除や衣替えは除く)
- ・生活必需品の買い物
- ・家庭内での兄弟児の世話や遊び相手
- ・保育園、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等の送迎(徒歩によるものに限る)
- ・被介護者の話し相手
- ・その他市長が特別に必要と記めた活動

(こども家庭課で実施している「産前産後ヘルパー派遣事業」を参考に事業を設計)

～当面の進め方～

- ・試験的な運用をしていく
- ・対象者は地域共生推進課で調査・選定

※既存の支援機関でヤングケアラーだと考えられている世帯

既に他の支援機関で関わりがあるケースについては、事前のアセスメントが

重要です。性格、親子の生育歴、生活環境、キーパーソンを丁寧に把握して介入しなければ、これまでの関係性を壊してしまう可能性があります。

～事業のポイント～

- ・利用開始前の面談（ミスマッチ防止）
- ・支援プランを作成することで支援の方向性を明確化（重層的支援体制整備事業との連携）
- ・地域担当保健師等による伴走・アウトリーチによって子どもへの心身のサポートを実施

※子どもの意思、本来持つ強さを引き出していく関わり（エンパワメントアプローチ）

- ・生活環境の改善状況、心身の変化を測定（定量評価）

※広島大学の協力によりヒアリングシートを作成。子どもの負担感等を測る

家事援助は世帯支援の一部に過ぎません。あらゆる支援や資源を統合するソーシャルワーク機能が重要で、それが担当課に求められます。

●事業実施にあたって気をつけたいこと

～サービス終結の判断基準～

- ・本人の能力向上等によってケア負担度が軽減されたと判断できる場合
- ・他の制度利用によってケア負担度が軽減されたと判断できる場合

～事業利用終了後の支援～

世帯との関係性の維持（保健師による定期的な訪問等 ※プランは継続する可能性が高い）

- ・地域生活支援（地域の見守り、居場所との連携）

「サービスの切れ目が縁の切れ目」にならないよう、「つながり続けること」を目指す支援体制の構築を目指されています。

地域を含め、支援を必要とする世帯に包括的な支援体制が構築されることが大事であるご教授いただきました。

●今後の課題

《世帯が有する複合課題の一側面がヤングケアラーであるということ》

最後に、今後の課題についてお話いただきました。ヤングケアラーサポート事業があったからといって、すべてを解決することはできません。どれだけ重層的に支援できるか。どうすれば子どもの権利擁護ができるか。ヤングケアラーを「生きづらさ」にさせない社会をどうつくるか。やってみないと分からないことだらけですが、この事業を通して子ども達に「自分のことを考えてくれる大人がいる」こと、「一人ではないことに気づいてほしい」と思っています。

そんなことを話されていました。支援の網を張り巡らせられるよう、日々弛まぬ努力が続けられている東広島市の職員の皆さまのアツい心を受け取り、しっかり伊万里の今後の事業の充実に寄与していかなければならないと思いました。

最後に、このところ考えていることをつぶやきます。とある講義を受けてからというもの、《地域》という表現が何となく雑駁であると感じるようになりました。ヤングケアラー支援に限らずさまざまな場面に当てはまりますが、《地域で取組む》《地域で見守る》具体的には、誰がどのような関わり方をするのが望ましいのか。民生委員さんなど役をされている方にお任せするのではなく、普段から近隣住民との関わりを持って自然な「支え合い活動」ができれば。古き良き時代に学び、少しずつ育んでいきたいです。

＜児玉不二子＞

広島大学との共同研究ということで実態調査や制度設計が自分事としてケアラーに寄り添っていると感じました。また、実態調査をしてもケアラーの実態がなかなか表面に出てこないこともよくわかりました。家事代行サービスなどで一時的な負担解消だけでなく、各家庭が自立して生活できるような環境整備をめざすため、早期に発見して息の長い伴走型支援をされていることに、担当課の一人に寄り添う熱い思いを感じました。地域住民、民生・児童委員、見守りサポーター等と連携しての支援体制なども大変勉強になりました。

＜西田晃一郎＞

東広島市では、ヤングケアラーの支援について視察した。まず、市として条例を制定し、地域共生社会の実現に取り組まれていた。次に「HOTけんステーション」を開設し、とくに相談したらいいか分からない市民の相談を受け付けられていた。そして、重層的支援体制整備事業（社協委託）にも取り組むと共に、市内を10の圏域に分けそこにコミュニティソーシャルワーカーを12名配置するなど、地域共生社会の実現の理念の基、市全体で市民に寄り添う体制となっていた。こうした、あらゆる相談に対する受け皿と支援体制が整っている中で、ヤングケアラーの支援が行われていた。その支援は、子どもにも大人にもヤングケアラーについての周知を図り、対象者の早期発見と年齢や発達段階に応じ、多機関と連携しながら伴走型の支援が展開されており感銘を受けた。

＜松尾真介＞

状況把握のため学校現場ではスクールソーシャルワーカーが活動されているが、教育委員会との壁があるとのことをお話をお聞きし、正確な情報を得るためには伊万里市での取り組み方を抜かりなくやらねばいけないと思った。

寝屋川市報告

<盛泰子>

★いじめゼロに向けた新アプローチ ～寝屋川モデル～について

① 経緯と意義

- R元年度 市長の強い意志でスタート
市長部局の危機管理部に監察課（7人）を設置
- R2年度 「子どもをいじめから守る条例」制定、教育的・行政的2方面からのアプローチを規定
- ダブルチェックにより、第三者的視点で対応の不備をチェックし、事後の検証を実施
- 目的の違う2つのルートを示すことで、相談者が望む解決を選択できる
- 別のルートを確保することで、教職員等との問題にも対応可能
- 教職員の負担軽減
- 専門的な対応が可能

② 行政的アプローチ

- いじめを人権問題として捉え、即時停止へ向けて動く
- 「被害」児童・生徒、「加害」児童・生徒の概念を用いる
- 短期間で判断し、解決へ。児童と教職員の問題にも対応。独自データに基づく「是正勧告」の実施
- デメリット：人間関係の再構築が困難であること
- 対応：同時の基準によるいじめの認定

③ 教育的アプローチ

- 教育的な指導による「人間関係の再構築」
- いじめられている側もいじている側も、教職員にとっては大事な児童生徒
- デメリット：人間関係の再構築に長時間を要する。児童と教職員の問題への対応が困難
- 対応：法に基づくいじめの認定

④ 特徴

- 毎月、全小中学校へいじめ通報を促すチラシの配布。「あなたの勇気に応えます!」。チラシの下半分を切り取って郵送できるようになっている。
- 全保護者へも、監察課の内容を知らせる啓発チラシを配布
- R5年度 監察課への相談137件、うちチラシによるもの46件
- これ以外に、メール、いじめ通報アプリ、フリーダイヤル、LINEでも
- 手紙等を受け取ったらすぐに被害者と連絡を取り、意向確認をする
- 条例 保護者や地域住民の責務：情報提供を行う責務
市長は必要な調査を行い、必要な勧告ができる
- 勧告内容：児童等に対する見守り、いじめ防止の環境整備、訓告、

別室指導、その他の懲戒、出席停止、学級替え、転校の相談や支援

- ・いじめ被害者支援事業：弁護士費用の補助（1件あたり30万円）
転校費用支援（1件あたり15万円）
被害物品の保障（1件あたり1万円以内）
- ⑤ 弁護士資格を持つ任期付き職員の存在（退職し、現在募集中）
- ⑥ 取組み状況
 - ・ R元年度引継ぎ時点 計300件のいじめを認知
 - ・ 全事案を行政的アプローチで対応
 - 終結事案 246件
 - 教育的アプローチへの移行事案 51件
 - 行政的アプローチによる継続事案 3件

【所感】

- ・ 「いじめ問題が繰り返されるのは、教育的アプローチに限界があるから」との仮説からスタートしておられる。まさに私が当事者からお話を聞いたときに感じたモヤモヤはここにあったのだと痛感した。教育委員会も手をこまねいている訳ではないが、わが校の児童生徒を「被害者」「加害者」との概念で捉えることは困難である。思い切った策をとられ、最大限の対応をされている方々から直接お話を伺って大変刺激を受けた。伊万里でどのように展開できるのか、委員会として議論していきたい。
- ・ 主に2つのアプローチについてレポートしたが、それでも解決に至らない場合は、法的アプローチがある。そのための支援まで用意しておられるところに、対応への本気度が感じられた。人命に関わるような事案が起きてからでは遅い。平時からの対応を早急に考える必要がある。

<梶山太>

寝屋川市は、説明員として監察課の吉田課長と教育委員会の清水係長が対応してくれた。

寝屋川市の取組の大きな特徴は、市長部局である監察課を設けたところにある。ここが、行政的アプローチを担っている。教育的アプローチは、教育委員会が担当で、法的アプローチを加えていじめ対応の三権分立としている。いじめに対するアプローチは、第一段階を学校及び教育委員会、第二段階を市役所の監察課、第三段階を外部機関（警察・弁護士）が担っている。この取組は、「寝屋川モデル」とされ、中学生凍死事件の真相解明を目指す北海道旭川市の市長も視察に訪れている。

また、寝屋川市は、子どもたちをいじめから守るための条例を策定しているが、その第6条で地域住民の責務を定めている。いじめに対して、市全体とし

での取組と明記されている。この姿勢と意気込みには感心したところである。

伊万里市もいじめに対しては、フットワークを軽くし、市民全体で撲滅に向けて進むべきだと感じている。

＜木寺智子＞

寝屋川市のいじめ対策視察を通じて、いじめゼロを目指すための包括的かつ実践的な取組みに深い感銘を受けました。特に、監察課の設置と「寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例」の制定により、市長の権限を明確にし、いじめ防止に関する調査と是正勧告ができる仕組みが整っている点が印象的でした。

寝屋川市の取組みの真髄は、被害当事者と保護者が頼れる先、相談できる先がもう1つ用意されていることにあります。これにより、学校や教育委員会のみではなく、監察課という第三者機関が存在し、いじめの解決に向けた多角的なアプローチが可能となっています。例えば、学校・教育委員会としかやり取りができない場合、情報の格差が生じ、組織対個人という構図に置かれる被害者・保護者にとって、解決が困難になることが懸念されます。しかし、寝屋川市のように 監察課が加わることで、このような構図が避けられ、いじめの見逃しや対応不足を防ぐことができます。

条例の制定により、市長の権限が明確化され、いじめ防止施策の実効性が高まっています。市長には調査と是正勧告の権限があり、いじめ相談窓口の設置や、申出に基づく調査、関係機関への是正勧告が行われています。このような制度設計により、学校が対応しない場合でも監察課が迅速に介入し、問題を解決する体制が整っています。

また、教育的アプローチと行政的アプローチの二本柱があることで、長期的な人間関係の再構築と短期的な問題解決の両方を実現しています。これにより、いじめ問題に対して多面的に対応できることが、寝屋川市の強みとなっています。特に、監察課が即時に行為を停止させることを目的としており、市長からの指示で1ヶ月以内にいじめ行為を停止させる体制が確立されている点が重要です。

寝屋川市の取り組みを踏まえ、伊万里市でも同様の体制を導入することが重要であると考えます。具体的には、監察課のような第三者機関の設置と、市長の権限を明確にする条例の制定が求められます。さらに、いじめの情報収集と相談しやすい環境づくりも不可欠です。寝屋川市のように、いじめ通報促進チラシや市公式アプリ、市公式LINEアカウントを活用することで、子どもたちや保護者がいじめに関する情報を提供しやすい環境を整えることが必要で

す。今回特に参考になったのが、「攻めの情報収集」という取り組みです。毎月1回、全児童生徒にいじめ通報促進チラシを配布し、いじめの情報収集、早期発見、いじめの抑止効果を働かせています。しかも、このチラシ自体が監察課に送付できる手紙の機能も有しており、いじめの相談のうち、このチラシによる相談が最も多かったそうです。

最後に、子育て環境の改善において、子どもの人権を守ることの重要性を再認識しました。学校に子どもを安心して通わせるためには、いじめ問題に対する強力な対策が不可欠です。伊万里市でも、子どもたちと保護者を支える行政機関として、いじめを防止し、発生した場合には即座に解決できる仕組みを構築していくことが求められます。寝屋川市の先進的な取り組みを参考にし、伊万里市でも効果のないいじめ対策を導入することで、全ての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指していきたいと考えます。

<児玉不二子>

学校や教育委員会（教育的アプローチ）とは別の第三者的立場でいじめに対応するために市長部局に「監察課」（行政的アプローチ）を設置し、「いじめの即時停止」を目的としたことは、とても斬新的な支援と感じました。「攻めの情報収集」としての毎月1回の通報促進チラシ配布も、第三者機関ということで子供たちにとってはSOSを出しやすく、一つひとつ丁寧に対応されている事に安心感が持てると感じました。

伊万里市でも切手不要の封筒チラシを活用し現状確認をしてはと感じました。

<西田晃一郎>

寝屋川市では、いじめゼロに向けた取り組み「寝屋川モデル」について視察した。

まず、いじめを人権問題として捉えて、いじめの即時停止を目的に市長部局に監察課を設置されていた。そして、学校と教育委員会と密な連携が図られていた。

次に、いじめを発見し対応するために、小中学生に定期的にチラシを配布されていた。また、メール、フリーダイヤル、いじめ通報アプリ、LINE相談を駆使し、いじめ情報の収集と早期発見に組みいじめ抑止に努められていた。このように、情報収集や早期発見に積極的に取り組めるのは、対応し解決する術があるという強みがあるからと考えた。

よって、伊万里市においても、いじめを学校や教育委員会だけのものではなく、子どもも一市民として捉え、市長部局でもいじめについて対策を講じる必要があると考える。

<松尾真介>

いじめ対応の三権分立・3段階アプローチ・攻めの情報収集・子どもたちをいじめから守るための条例など市長のなみならぬ思いが随所に見られた。

豊中市報告

＜盛泰子＞

★医療的ケア児への対応（就学前）について

・ 子ども事業課、おやこ保健課から職員の出席を得て、事前に提出した質問に対する説明を受ける形で行われた

① 受け入れ体制

・ 医療的ケア児（以下、医ケア児と表記）1人につき、看護師1人、保育士1名を配置

・ できれば小児医療経験者の看護師が望ましいが、確保に苦慮している

② 受け入れ時期と判断方法

・ 申込みは4月入園のみ、体験保育等を経て入園可能かの判断をする

・ 集団での生活が可能かどうかを、判断時に重要視している

③ 健常児への影響

・ 病気について知る事により相手への思いやりが深まるなど、豊かな心の育みがある

④ ライフステージ毎の支援のコーディネート

・ 出生～乳児期：カンファレンス会議を経て、地区担当保健師やコーディネーターとの関りが生まれ、退院後の訪問介護利用の手続きをする例も多い。小児慢性特定疾病医療費助成などの申請も。保健師からガイドブックの配布や防災プランの紹介、兄弟時などを含めた相談窓口の案内

・ 幼児期：保健師からコーディネーターへの経過の共有、支援についての相談。医療的リハビリテーション等の紹介が多いが、特に相談部門において保育士の訪問保育を実施

・ 就学期：年長児の頃からコーディネーターが、進路決定に関する必要な情報の提供がなされているかの確認。補装具の相談対応。他の保護者等への説明についての相談も

・ 18歳以降：支援学校からの卒業の場合、進路先での過ごし方についての検討を保護者や本人と実施。必要に応じて、姿勢保持装置等の準備も。

⑤ 特に力を入れている取組み

・ R2に発行した「医療的ケア児支援ガイドブック」を毎年更新し、新しい情報を届け、喜ばれている

⑥ 避難訓練は健常児と一緒に行う。但し、火災発生時の訓練では、酸素ボンベが火気厳禁なため持ち出さずに避難し、保護者へ連絡をする

【所感】

・ とても丁寧な対応がなされているが、このような都会の街でも看護師などの確保に苦慮されている点に問題の深さを感じた

・ レスパイトが可能な事業所が3か所と少なく、「内科の対象者、概ね

15歳前後」「日中のみ、未就学児対象」など制限が多いことを質問したところ、国がベット数を制限しているためとの回答があった。これについては佐賀県の状況も調査し、場合によっては委員会として意見書を出すなどのアクションができればと思う。

<梶山太>

豊中市は、子ども未来部の子ども事業課及びおやこ保険課の総勢8人で、保育園での医療的ケア児の対応について説明をもらった。

豊中市の保育園における医療的ケア児の受け入れは、医療的ケア児一人につき1人の看護師と1名の保育教諭を配置している。入園に関しては、年1回の4月受け入れとしている。保育申込があれば、市での面談や嘱託医による保育観察等を行い、受け入れ可能の意見書をもって判断している。また、保育体験も実施しており、かなり慎重かつ重層的な配慮であると感じている。

国の動向を受け、豊中市は、平成30年に「第1期豊中市障害児福祉計画」を策定し、医療的ケア児支援のための協議の場を設けることを盛り込んでいる。翌平成31年に「豊中市医療的ケア児支援連絡協議会」を開催し、「医療的ケア児支援ガイドブック」の作成などを実施している。

令和4年に発行した「医療的ケア児支援ガイドブック」は、毎年度更新を行い、最新の情報を提供するよう努力している。このガイドブックは好評で引き続き周知を図っていくとのことであった。

医療的ケア児の支援は徐々に広がりを見せているが、ショートステイの受け入れ先が課題として存在する。これは日本全国を見渡しても医療的ケア児のショートステイ先は極端に少ない。九州では熊本県合志市にあるネクステップの1箇所しかない。この課題について、今後は見届けようと思うし、広がりを見るよう私自身も微力ながら頑張ろうと思う。

<木寺智子>

豊中市は、昭和48年度から障がい対応を開始。医療的ケア児の対応は平成18年度から行っておられます。「障がいがあってもなくても、ともに育ち、ともに学ぶ」という理念が風土として根付いているそうです。

市内には24箇所のこども園を平成27年度にすべて公立化し、今年度は8人の医療的ケア児を受け入れておられます。発達センターは5箇所、訪問型施設は2箇所あり、医療的ケア児の訪問保育も行っているとのこと。訪問保育を通して、子どもを育てる楽しさや喜びをサポートしたいと話されていました。

今回の視察は、事前にこちらから提出していた質問に回答してもらった形で進行しました。

自分が疑問に思っていたことはすべて丁寧に答えていただき理解しました

が、説明を受けながら気になることがあったので、質問させていただきました。

Q. 子どもの保育園入園を検討する時に「家や職場から近いところがいい」などそれぞれ希望があると思いますが、医療的ケアが必要な場合も希望通りの園に入ることができるのでしょうか？

A. 基本的に皆さん第1希望の園に入園されています。

Q. 世の中のニーズに合わせて施設のバリアフリー化は進んでいるかと思いますが、特に医療的ケア児の受け入れが決まってから施設の改修などした事例があれば教えてください。

A. 受け入れると決まって、また受け入れてみて改修の必要があれば、その都度話し合いをして必要箇所の改修を行います。

今回、「ほかの園児たちと同じように生活している」という点にばかり目がいき、「他の園児たちと同じように保護者が希望する時間帯や曜日に預けることができるのか」というところを詳しく聞いていませんでした。事前の質問に対する回答で、「保護者のニーズにより園に預けられる時間が長時間化し、園看護師とシフトを組んで対応していますが、負担が増加している現状があります」とありました。現場としては《負担》になるのかもしれませんが、《他の園児たちと同じように》であれば預けられる時間に関しても平等であることが望ましいと感じたところでした。とはいえ看護師や保育教諭の確保を課題と感じてある中では致し方ないことであるのも分かります。ひとつひとつ課題をクリアし、よりよい支援をしていけるよう、私たちも力を添えることができたらと考えます。

今回、視察前に事前勉強会をして詳しく説明をしていただいたので、伊万里市の取組み状況をしっかり把握してから視察に臨むことができました。豊中市の取組みで伊万里市でも生かせそうなことについてお伝えし、さらに豊中市が課題に感じられていることを伊万里市の担当課としっかり共有し、それが伊万里市においても課題となっていれば解決していくことで、今後より一層伊万里に暮らすみなさんに寄り添った支援ができればと思います。

<児玉不二子>

医療的ケア児1人につきケア担当の看護師1名、園生活を実施するための保育教諭1名を配置。看護師が園生活でのケアをスムーズにし、保育教諭も園生活の流れであるケアを児童がどのようにしているかも把握して、きめ細かな支援をされていると感じました。しかし、看護師、保育教諭等の確保が困難ということで、どこの自治体でも課題となっていると感じました。様々な場面

でケア児だからできないではなく、どうしたらできるかを常に考えられてケア児が適応できる環境作りはとても良いと感じました。ガイドブックも毎年更新ということで新しい情報が必要な人に必要な情報が届くのは利用者にとってとても良い取組みと感じました。

<西田晃一郎>

豊中市では、医療的ケア児について視察した。

まず、昭和49年から障がい児保育に取組み「共に学び、共に育つ」という風土があった。そして、市長が「子育てナンバー1を目指す。」と掲げ取組まれていたことに羨ましさを感じた。

具体的には、医療的ケアを必要とするお子さんやそのご家族のお困りごとの相談窓口や各種制度等を掲載した「医療的ケアが必要なお子さんと家族のためのハンドブック」を作成されていた。この中には、様々な制度やサービス等が紹介されているが、保育現場の人材不足や必要なサービス等が不十分であるなど、課題も抱えられていた。しかし、熱心に取組み対象者に寄り添う姿勢が説明から感じ取れた。

今回の視察では、伊万里市も「断らない相談窓口」の構築に取り組んでいくのであれば、担当者も相談者も安心して相談できるよう、地域共生社会の実現という明確なビジョンを掲げると共に重層的支援体制の構築を図っていくことが重要であることを3市における共通の学びとした。

<松尾真介>

地域の医療的ケア児を支える取組みすべてが勉強になった。特に看護職員の業務の一つに校外学習（林間・修学旅行・遠足など）・園外保育があった。なんと専用のバスまであるとのこと。結果、豊かな心育っているとのことだった。